

事務事業点検対象事業選定基準

1 基本的な考え方

事務事業（以下「事業」という。）の選定に当たっては、選定過程の公正性・透明性を確保する必要があることから、客観的に事業を選定することとする。

2 対象とする事業

市の一般会計における予算事業で、平成22年度決算における全ての事業のうち、次の基準を満たすものを候補とし、選定に当たっては、担当部や事業の性質のバランスを考慮することとする。

なお、事業の単位は原則として予算事業とするが、1予算事業に複数の業務を含む場合は、それぞれを1事業とする。

- (1) 原則として予算規模500万円以上の事業
- (2) 事業の実施に当たり、事業の範囲や経費等について、市の裁量の余地のある事業
- (3) 事業開始から5年以上（平成18年度以前開始）継続して実施している事業
- (4) 近い将来において事業の廃止・縮小・見直し等が予定されていない事業

3 対象外とする事業

次の事業で、市の裁量の余地がないと判断されるものは、対象外とする。

- (1) 人件費（職員給与費等、嘱託員賃金）
- (2) 投資的経費
- (3) 法令等による義務的な経費（生活保護、子ども手当等）
- (4) 一部事務組合等への負担金
- (5) 繰出金
- (6) 積立金
- (7) 公債費
- (8) 予備費
- (9) 還付金
- (10) 管理事務的経費（管理事務費、職員課計上以外の職員研修費負担金、賄費等）